

人が育つ、明るい建設産業の実現めざし みんなの力で東京土建をさらに強く大きくしよう



東京土建のホームページ <http://www.tokyo-doken.or.jp/>
印刷部数110900部(購読料は組合費に含まれています)
年間購読料1800円(定価50円)

東京都新宿区北新宿1-8-16
東京土建一般労働組合
電話 03(5332)3971(代表)
FAX 03(5332)3972

発行人・編集人
三木 勉

全建総連関東地協 第68回大手企業交渉

2018年10月25日(木)・26日(金)
両日とも10時から日本教育会館
(支部にお問い合わせを)

☆第68回大手企業交渉に向けて、各支部でPAL会員を対象とした従事者会議がおこなわれます。ゼネコン・ハウスメーカー従事者のみなさん、PALに加入して是非ご参加ください。

ゼネコン現場・住宅企業現場ではたらく仲間のみなさんへ
PAL(大手現場従事者の会)の会員を増やし、第68回大手企業交渉を成功させましょう!
組合では、安全で働きやすい現場と賃金単価の引き上げをめざして、大手ゼネコン・住宅企業との交渉をおこなっています。現場の情報や契約上の問題点などを組合へお寄せください。

あらためて仲間のみなさんをお願いします

組合の宣伝に協力してください

自宅や作業場、事務所に立看板を立てたり、ポスターを貼るなどして組合を宣伝してください。またチラシの配布などにもご協力をお願いします。センターに行けなくても、未加入者が紹介できなくても、宣伝によって運動に参加することができます。



行動センターに集まってください

拡大統一行動日には分会ごとに拡大行動センターを設置して訪問行動や情報集約をおこなっています。みなさんの行動力と情報力の結集が拡大運動の要です。統一行動の日程やセンターの場所など、事前に分会・群の役員に確認しておきましょう。



未加入の仲間を紹介してください

まだ組合に入っていない仲間がいましたら「東京土建はいいよ」とすすめてください。現場で知り合った未加入者には組合のパンフレットを渡してください。社会保険の適用で困っている方がいたら、組合への相談を促してください。



組合の取り組みに誘い合って参加を

支部や分会で企画されたレクリエーションや住宅デー、交流会などを群の仲間伝えて、みんなで参加して会場を盛り上げましょう。特にこれまであまり参加してこなかった仲間に声をかけ、共に活動する仲間を増やしていきましょう。



**組合運動の輪を広げ、共に活動する仲間を増やす
秋の拡大月間がはじまりました**
すべての仲間を訪問して対話をすすめ、「つながり」をつくりましょう

東京土建は9月～10月に組合の仲間を増やす「秋の拡大月間」にとりくみます。未加入者の紹介など「みんなの力」を集めることで拡大運動は成功します。月間では訪問行動での声かけ・対話活動をつうじて、仲間との「つながり」を意識してとりくみます。組合のメリットや、来年春季に現場就労日の蓄積がスタートとなる建設キャリアアップシステムなどを話題にしましょう。ゼネコンや住宅企業の現場での声かけも積極的に起こさない、未加入者情報を支部や分会に報告集約しましょう。



税務署が来たらず組合に

組合は納税者の立場に立って、違法な調査などから組合員を守ります。

- ① 税務署から「お尋ね」などの文書が届いたら、まず組合へ。
- ② 税務署員を名乗る電話があったときは、「11項目の事前通知」をさせましょう。
- ③ 税務署員が突然来たら、身分証明書を確認したうえで、名刺をもらうか、所属と名前を控え、「事前通知がなかった」ということを理由に帰ってもらい、組合へ相談を。
- ④ 事前通知がされなかった場合、調査を断つてもさしつかえありません。

※「11項目の事前通知」については、「税金対策の手引き」をご覧ください。支部へお問い合わせ下さい。

健診・個別健康サポートで 仲間のいのちと健康を 守りましょう

健診は病気の早期発見・早期治療のために大切です。健診を受けることで重い症状になる前に身体の変化に気づき、予防につながります。2017年度の実績では、生活習慣関連疾患の一人当たり医療費(年間)は、健診未受診者の場合30万8千円と健診受診者より13万3千円も高くなっています。健診の受診は、土建国保の医療費を減らし、保険料の引き上げをおさえることにもつながります。是非、健診を受診しましょう。

個別健康サポートを終了した人に
クオカード3000円分贈呈

万が一のときの保障見直してみませんか? 生活まるごと安心パック

- 火災共済** 日本一安い掛け金。火災のときの住宅再建費用を保障。落雷や自然災害も。
- 地震共済** 火災共済のオプション。火災共済では保障できない地震による倒壊や火災も保障。
- 自転車保険** (個人賠償責任保険付き) 家族全員の自転車事故での被害はもちろん、加害者になった時の賠償や物損にも対応。また単身者向けの料金設定もあります。
- 自動車共済** 掛け金が割安で補償も充実。業務用・法人名義でも加入できます。

【抽選で旅行券やお米が当たるキャンペーン】
2018年1月時点で在籍し、上記4制度のうち3制度を利用している仲間の中から抽選を行います。

組合の資格講習で技能と安全を高めよう

こんな教育もスタート

事業所の従業員教育を組合がサポートします…

- 新入職者教育**
入職者に対して事業所が行う法定の「雇入れ時教育」の一部を組合が実施して、事業所の負担を軽減し、各事業所では事業所ごとの独自の事項(作業手順、作業開始前点検、現場ルールなど)を教育することで、合わせて一通りの内容の「雇入れ時教育」を実施できるようにします。足場特別教育と熱中症予防教育もこの中で行います
10月3日・4日(水・木)(2日間) 技術研修センター
- 中堅者教育**
事業所の管理者となる方や、グループでリーダーとなる方向けに、情勢に合わせた課題での知識と意識向上を図ります。職長・安全衛生責任者教育(2日間)にプラス1日間で、「熱中症予防・作業管理者教育」もこの中で行います
2019年2月実施予定(3日間)

さらに上をめざす方は、受験準備講座

建設従事者のためのカリキュラム・内容です。長期にわたって学習意欲を維持するため、仲間同士が励まし合って学べる環境作りも重視し、全体の学力アップを図ります

- 一級建築士
- 一級建築施工管理技士
- 二級建築士
- 二級建築施工管理技士
- 第二種電気工事士

建築士講習(NPO東京土建ATEC)

国土省の実施した「役立つ講習」アンケートで全国ナンバーワン。「対面講義でわかりやすい」「会場が便利」と好評です。建築士に必要な講習を、東京土建が設立したNPO法人が行っています

- 建築士定期講習(3年に一度)
- 管理建築士講習

そうだ、組合へ相談しよう

「従業員への教育をどう進めたらよいか」「雇用保険は入るべきか」「将来のために資格を取りたいが」…さまざまな悩みは、組合へお気軽にご相談下さい。組合では、幅広い業務を行っており、組合員11万人の力で、多様な面からアドバイスできます。

事業所対象の 助成制度があります

**雇用保険は
失業した時だけではない**
雇用保険は、失業した時に支給されるだけでなく、事業所に対して支給される制度があります。「人材開発支援助成金」では、足場・型枠・玉掛・車両系建設機械など利用できる資格講習があり、講習日の1週間前までに国へ「計画届」の提出が必要です。(計画を変更する場合は「変更届」を提出)

申込方法

1. 所属の支部へ電話で予約
2. 受講申請書、受講料を支部事務所へ(締切2週間前)
3. 受講票が届く(4~5日前)

日程は毎月の講習会案内をご覧ください

技能講習



労働安全衛生法により、特定業務に労働者をつかせる場合に、修了しなければならない講習と規定されています。

組合の講習のメリット

- 1 建設業で必要な資格の多くを実施
- 2 申し込みが簡単、気軽に取りれる
- 3 現場の作業者の立場で、わかりやすい
- 4 修了証が「どけんライカ」1枚にスッキリ
- 5 受講後も日常的な安全守る取り組みが充実

建設キャリアアップシステム 2019年春から就業履歴スタート(予定)

技能者を評価する仕組み
システムに蓄積される
●保有資格
●就業履歴など
今後、これらを活用した評価制度が実現
評価基準に合わせて色分けされたカードを交付
建設キャリアアップシステムで客観的に把握できる技能者の就業日数と保有資格をポイント化し、技能者の能力を4段階で評価

作業主任者



労働災害を防止するための管理を要する危険、有害な作業として労働安全衛生法では37種類を定め、事業者は作業主任者を現場ごとに選任し、作業に従事する労働者の指揮、機械・安全装置の点検などを行わせる義務があります。一人親方は事業主ですので作業主任者資格が必要です。

特別教育等



特別教育とは、事業者が労働者を危険又は、有害な業務につかせるときに行わなければならない安全又は衛生のための特別教育のことで、労働安全衛生規則第36条に定められている作業については教育する義務があります。年少者(18歳未満)は特別教育を受けても作業は禁止されています。